

第 18 回日本国際漫画賞

－募集要項－

1. 目的

海外への漫画文化の普及と漫画を通じた国際文化交流

2. 賞

- (1) 応募作品の中で、最も優秀な 1 作品を「日本国際漫画賞最優秀賞」、その他の優秀な 3 作品を「日本国際漫画賞優秀賞」、11 作品程度を入賞とする。最優秀賞、優秀賞受賞者には賞状とトロフィーを、入賞受賞者には賞状を授与する。
- (2) 最優秀賞及び優秀賞には至らないが、他の入賞作品よりも高く評価された作品がある場合、奨励賞を授与する場合がある。奨励賞受賞者には賞状を授与する。
- (3) 副賞として、最優秀賞及び優秀賞の各受賞作品の代表者を授賞式にあわせて、一週間程度日本に招へいする（その他の奨励賞及び入賞作品の代表者は対象外）。

3. 応募作品

- (1) 16 ページ以上の漫画（MANGA）作品とする。ただし、過去の日本国際漫画賞受賞作品（入賞も含む。）は除く。
- (2) 発表・未発表は問わないが、応募時点で制作から 3 年以内（2021～2024）の作品とする。
- (3) 応募作品は、第三者の知的財産権を侵害しないものであること。
- (4) 応募作品は、作者自身の創作によるものであること。ストーリー、構成、作画等、その主たる部分が AI により生成された作品の応募は認めない。なお、AI により生成された画像を作品の部分的な素材として補助的に使用することは差し支えないが、AI を使用した場合は、応募時に Forms の該当箇所でも申告すること。
- (5) 応募作品は、紙媒体又はデータ（PDF）で提出する。なお、データ（PDF）で提出された場合でも、審査は原則紙媒体に印刷して行う。
- (6) 1 人の漫画家につき 1 作品のみ応募を受け付ける。
 - （注 1）続き物作品の複数冊応募の場合、審査対象となるものは最初の 1 点のみ。
 - （注 2）重複応募の場合は、2 通目以降はすべて無効。

4. 応募者

- (1) 作者又は原作者は日本以外の国籍を有する者とする。各受賞作品の代表者として日本に招へいされる者（最優秀賞及び優秀賞受賞者）は、日本以外の国籍を有する者とする。
- (2) 応募者は、応募作品に対して著作権等の正当な権限を有している者であり、応募作品の利用権を日本国際漫画賞実行委員会に対して許諾する正当な権限を有している者でなければならない。
- (3) 日本国外の出版社等は、作者に応募の意思を確認の上、本賞に応募することができる。
- (4) 日本国際漫画賞実行委員会は、応募作品の全部又は一部を、日本国際漫画賞及び漫画文化の国内外での普及、広報活動を目的として、非営利で利用（複製、翻訳、展示又は公衆送信することを含む。）する場合がある。応募者はこれらの利用について無償かつ期間の定めなく許諾する。
- (5) 応募作品原本は返却されず、公共の機関等に寄贈・展示等されることがある。応募者は、これに同意する。

5. 応募方法

(1) 応募期間：2024 年 4 月 12 日（金）～7 月 5 日（金）(Forms 入力締め)

(2) 提出物（詳細は別紙参照）

応募にあたっては、下記 2 点を提出すること。

- ・ 応募票 (Forms で入力)

- ・ 応募作品

応募作品の提出フォーマットは、下記のいずれかの形式とする。

- a) 紙媒体 (2 部)

- b) 電子データ (PDF) (1 部)

- c) 紙媒体 1 部及び電子データ (PDF) (各 1 部)

(3) 提出先（詳細は別紙参照）

ア. 海外に居住する場合

- a. 紙媒体の応募作品

居住国・地域を管轄する日本大使館又は総領事館等に提出すること。

なお、提出方法は居住国・地域を管轄する日本国大使館・総領事館等の案内に従い、必要に応じ問い合わせること。

在外公館の情報は以下の URL を参照。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>

- b. 電子データ (PDF) の応募作品

居住国・地域を管轄する日本大使館又は総領事館等からメールで案内する URL にアップロードすること。

イ. 国内に居住する場合

- a. 紙媒体の応募作品

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2 丁目 2-1

外務省大臣官房文化交流・海外広報課 日本国際漫画賞担当宛

直接持ち込み不可。

- b. 電子データ (PDF) の応募作品

外務省 文化交流・海外広報課からメールで案内する URL にアップロードすること。

(4) 留意事項

ア. 個人情報の取り扱いについて

日本国際漫画賞実行委員会は、応募に当たり記載された個人情報について、受賞の際の連絡及びその他の賞選考・運営に関わる業務のために利用する。また、法令に基づく場合、上記利用目的以外の目的のために行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由がある場合、又はその他個人情報を提供することについて日本の個人情報保護法第 69 条第 2 項第 4 号の「特別の理由があるとき」に該当する場合に第三者に提供することがある。応募者は上記利用及び第三者提供に同意する。

イ. 受賞の取り消しについて

第三者から盗作が指摘されるなど応募者の著作権等について合理的な疑義が生じた場合その他応募要項違反が認められた場合、発表後であっても受賞を取り消される場合があり、そのような場合であっても応募者は主催者側に一切異議を述べないものとする。また、応募者が、第三者から応募についてクレーム、請求または訴訟等が提起された場合、応募者は自らの責任と費用負

担（弁護士費用を含む。）によりこれに対応するものとする。

ウ. 応募表記載及び作品提出にあたっての留意事項

- ・ 応募票（Forms）は、必要事項を日本語又は英語で記入して提出すること。
- ・ **メールアドレスは正しく入力すること。**
- ・ Forms 記入完了後、応募票の入力情報を含む確認メールが連絡先メールに送付される。Forms 提出後、一日を過ぎても確認メールが届かない場合はメールアドレスの入力ミスの可能性が高いため、再度応募 Form を入力すること。
- ・ 紙媒体で漫画を提出する場合は、上記確認メールの写しを必ず同封すること。
- ・ 応募作品（PDF）を電子データで提出する場合は、ファイル名を漫画家の名姓とすること。
（例： TaroGaimu. pdf）
- ・ 応募作品を電子データ（PDF）のみで提出する場合、審査は原則印刷された状態で行われることに留意し、電子データ（PDF）を 1 ページ A4 サイズで印刷可能な形態に調整すること。特に縦スクロール形式の作品については、絵が適切な大きさを印刷できるよう、コマを区切るなど、調整したデータを提出すること。
- ・ 応募作品にはページ番号（通し番号）をいれること。
- ・ 応募作品（冊子になってない場合）にて見開き指定のあるページは、その旨を該当ページに記入すること。
- ・ 応募作品は a）～ c）のいずれの形式であっても審査に不利に働くことはないが、可能であれば c）の形式で提出することがのぞましい。
但し、日本国外で提出する場合は、提出形式について居住国・地域を管轄する日本国大使館・総領事館等の指示に従うこと。
- ・ 入賞候補となった応募作品については、紙媒体の提出部数の追加を求めることがある。
- ・ 応募漫画作品の言語に制限はない。

6. 作品返却

応募作品の返却は一切行わない。応募作品が描きおろし作品である場合は必ず写しを提出すること。応募作品は 4.（4）の目的で寄贈・展示等されることがある。

7. 選考

日本のコミック出版社の会による第一次審査の後、日本国際漫画賞審査委員会が選考する。

8. 授賞式

2025 年 2 月下旬～3 月上旬頃（予定）、東京都内にて行う。

9. 問い合わせ先

外務省大臣官房文化交流・海外広報課 日本国際漫画賞担当
jp.manga-award@mofa.go.jp

（了）